

「ふくしまSDGs推進プラットフォーム」設置要綱

(名称)

第1条 本会は、ふくしまSDGs推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 持続可能な地域づくりを進めるにあたっては、2015年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標である「持続可能な開発目標」（以下「SDGs」という。）の達成に向けた取組が、幅広い分野や地域で展開されることが重要である。このため、SDGsを入口とした、県内の市町村や企業、団体、NPOなど産学官共金労言の多様な主体による連携・協働の機会を創出し、県づくりを推進するために、その活動の場としてプラットフォームを設置する。

(活動内容)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) SDGsに関連するシンポジウム（フォーラム）・セミナー等イベントの開催
- (2) 会員が実施するSDGs関連イベントや取組の発信
- (3) 会員間の連携やマッチングの支援
- (4) 会員間・第三者によるSDGsに関連する取組の顕彰
- (5) 会員間の先導的取組・SDGsに関連する研究等の情報共有及び相互啓発
- (6) その他、目的の達成に必要な事業

(アドバイザーボード)

第4条 プラットフォーム内に本会の運営や会員間による取組の顕彰に対する助言等を行うことを目的としてアドバイザーボードを設置する。

- 2 アドバイザーボードの委員（以下、「委員」という。）は、SDGsの推進について優れた識見を有する者、高い情報発信力を有する者から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱日の当該年度末までとする。ただし、双方から特段の申出がない場合は自動的に更新されるものとする。

(事務局)

第5条 プラットフォームの事務局は、福島県企画調整部復興・総合計画課に置く。

(会員)

第6条 プラットフォームは、第2条の目的に賛同し、県内でSDGsに取り組む、又は関心がある団体（任意団体を含む。）で構成する。

2 プラットフォームへの入会を希望する者は、その旨を事務局が指定する様式第1号（ふくしまSDGs推進プラットフォーム会員登録申込書）を提出することで、会員となる。

3 会員は、前項の申し込み事項に変更がある場合はすみやかに事務局に申しでるものとする。

4 会員は、書面（任意様式）により事務局に届け出ることで退会することができる。

5 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

(1) 本要綱に違反し又は本会の信用を著しく害したとき

(2) 解散又は事業活動等を停止したとき

(3) 第11条(暴力団員等の排除)に違反したことが判明したとき

(4) その他プラットフォームの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(入会金及び年会費)

第7条 プラットフォームの入会金及び年会費は無料とする。

(活動内容の開示)

第8条 事務局は、会員に対し、会員のウェブサイト等において、活動内容の公表を促すとともに、SDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業等として、県が運営するプラットフォームに関するウェブサイト等で対外的に広報する。

(活動状況の報告)

第9条 事務局は随時、活動状況確認の参考となる資料の提出を求めることができるものとする。

(情報の利用制限)

第10条 会員は、事務局が承認した場合を除き、プラットフォームの活動を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとする。

(暴力団員等の排除)

第11条 会員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。